

# 衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月13日（火）、第5回の委員会が開かれました。

- 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案（内閣提出第53号）
  - ・井上国務大臣（消費者及び食品安全担当）及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・柚木道義君外1名（立民、共産）提出の修正案について、提出者柚木道義君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。  
（賛成－立民、共産、国民 反対－自民、公明、維新）
  - ・原案について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、立民、公明、共産、維新、国民）
  - ・穴見陽一君外5名（自民、立民、公明、共産、維新、国民）から提出された附帯決議案について、尾辻かな子君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、立民、公明、共産、維新、国民）  
（質疑者）小倉將信君（自民）、伊佐進一君（公明）、尾辻かな子君（立民）、吉田統彦君（立民）、堀越啓仁君（立民）、畑野君枝君（共産）、串田誠一君（維新）、井上一徳君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 小倉將信君（自民）

- （1） C to C取引が本法律案から除外された理由及び本法律案第3条（取引デジタルプラットフォーム提供者が講ずる措置）が努力義務とされた理由
- （2） 非マッチング型であるSNSなどのデジタルプラットフォームにおける消費者被害から消費者を保護する方策
- （3） デジタルプラットフォームをめぐる新たな問題に対応するための法律の枠組みについて検討会を設置して議論していく必要性
- （4） デジタル時代の規制としてソフトロー及び官民共同規制により対応する必要性
- （5） 既存の法律と本法律案との間で重複する規制の調整の方法
- （6） 販売業者等情報の開示請求
  - ア 開示請求が認められる金銭債権の具体的な額
  - イ 取引デジタルプラットフォーム提供者が情報を開示しても免責されることの確認
  - ウ 販売業者等が拒絶しても情報を開示できることの確認
  - エ 本規定と弁護士法の弁護士会照会制度との関係

## 伊佐進一君（公明）

- （1） コロナ禍において増加していると考えられるインターネット通販に関するトラブル件数
- （2） 本法律案第3条が努力義務となったことによる実効性の確保の可否
- （3） 本法律案において規制の対象となるC to C取引において事業者と判断される売主
  - ア 事業者と判断される売主を定義する予定の有無
  - イ 幅を持って定義すると答弁した意味
- （4） 海外の取引デジタルプラットフォーム提供者に対する本法律案の規制の実効性
- （5） 本法律案第10条により申出を受けた際の消費者庁の措置内容及び悪意を持って申出制度を利用する者への対応についての井上国務大臣の見解
- （6） 悪質なレビューなど自己の商品の価値を不当に高めるビジネスの実態に対する消費者庁の認識

(7) デジタル社会における消費者教育の重要性の認識及び今後の取組についての井上国務大臣の見解

**尾辻かな子君（立民）**

- (1) 本法律案の対象となる取引デジタルプラットフォーム提供者の該当性
- ア アプリストア、ウーバーイーツ及び出前館、ライブコマース、宿泊予約サイト、クラウドファンディングの該当性
  - イ 個人のふりをした販売業者による取引がなされている場合のメルカリの該当性
  - ウ 個人が古本を販売している場合のアマゾンマーケットプレイスの該当性
- (2) C to C取引の規制の在り方
- ア 個人と事業者を区別する判断基準及び判断する主体
  - イ C to C取引における消費者被害防止の対応を消費者庁が行う必要性
  - ウ C to C取引の場を提供しているデジタルプラットフォーム事業者を規制する省庁及びC to C取引における消費者保護を担当する省庁についての井上国務大臣の見解
  - エ 官民協議会にメルカリが参加することの確認
- (3) 取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務
- ア 検討段階では義務とする方向だったにもかかわらず努力義務となった理由
  - イ 取引デジタルプラットフォーム提供者が講ずる措置を努力義務とすることによる実効性
  - ウ 取引デジタルプラットフォーム提供者が販売業者等に身元確認の情報を求めても応じない場合の対応
  - エ 販売業者等に関する情報の定期的な確認や、苦情を受けた場合に文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることを、内閣総理大臣が策定する指針に盛り込む必要性
  - オ 講ずる措置を履行しているかの実態把握を行い、多くの取引デジタルプラットフォーム提供者が履行していない場合には義務化する法改正を行う必要性についての井上国務大臣の見解
- (4) 危険商品等の出品削除の要請
- ア 強制力のない要請にとどまった理由及び悪質事業者に対する実効性
  - イ 事故が起きた危険商品がその後も販売されている現状を踏まえた本規定の実効性
  - ウ 虚偽表示をしていない危険商品を本規定により出品停止できるかの確認
  - エ 安全性の判断に資する事項を表示しないような非表示の場合でも出品停止できるかの確認
  - オ 要請では実効性が上がらない場合には法改正を含めた検討を行う必要性についての井上国務大臣の見解

**吉田統彦君（立民）**

- (1) デジタルプラットフォームにおける消費者被害の防止策
- ア C to C取引での領収書発行を義務付け、その義務付けを周知徹底することにより消費者トラブルが減少するのではないかとこの考えに対するについての井上国務大臣の見解
  - イ デジタルプラットフォーム事業者が領収書を発行しない販売業者等に対して指導を行うことが可能か否かの確認
  - ウ 消費者が偽物に気付いた時点から遡及して販売業者等に対して刑事罰を適用する必要性についての井上国務大臣の見解
  - エ 販売業者等が特定できず処分が困難な事例において販売業者等を特定できなかった理由
  - オ 偽物販売等を繰り返す販売業者等の追跡義務をデジタルプラットフォーム事業者に課す必要性及び被害者補償の仕組みを構築する必要性についての井上国務大臣の見解
  - カ デジタルプラットフォーム事業者が販売業者等の所在情報を確認する手法
- (2) オークションサイトにおける取引の保護

- ア 消費者保護の観点から、時間延長による落札価格の吊上げを規制する必要性についての井上国務大臣の見解
  - イ 入札者になりすまして価格を吊り上げる売手を消費者庁が指導する必要性及びデジタルプラットフォーム事業者が自主規制を行う必要性
  - ウ 売主は手数料を支払えば出品を取消しできるという、買主に対して不公平な状況に対して、消費者保護の観点から指導する必要性
  - エ 買主がいつでも入札を取消しできる制度を導入するなど、売主と買主の不公平感を是正する必要性についての井上国務大臣の見解
- (3) CtoC取引において事業者と判断される売主（いわゆる隠れB）への対応
- ア 隠れBを明確に判断するための基準についての消費者庁の検討状況
  - イ クーリングオフ制度と通信販売における契約の撤回又は解除の違い
  - ウ 通信販売において契約の撤回又は解除が可能であるにもかかわらず、個人になりすましている場合には契約の撤回等が適用できない問題に対して規制する必要性
  - エ 個人になりすましていたことが判明した場合における特定商取引法の適用の可否

#### 堀越啓仁君（立民）

- (1) 取引デジタルプラットフォーム提供者が果たすべき役割や責任の在り方及び販売業者等、消費者に期待される役割や責任の在り方についての井上国務大臣の見解
- (2) 法成立後の消費者庁における専門の人材確保及び組織体制の拡充に向けての今後の見通し
- (3) デジタル社会に対応した消費者教育の必要性及び、特に若年者や高齢者に対する消費者教育の今後の取組
- (4) シェアリングエコノミー等の新たなビジネスの発展を阻害しないように、いわゆる隠れBの事業者性を判断する必要性
- (5) 取引デジタルプラットフォーム提供者が講ずる措置を義務とし、措置を講じていない提供者に対して行政処分を行うことで、取引デジタルプラットフォーム市場を適正化していく必要性
- (6) CtoC取引において危険商品等の流通を防ぐための消費者庁の取組
- (7) 身元を割り出せない販売業者等に対して行政処分を行えるよう、販売業者等の追跡可能性を確保するための方策の検討を求めた報告書への消費者庁の対応方針

#### 畑野君枝君（共産）

- (1) 取引デジタルプラットフォーム提供者が単なる場の提供者ではないとの意見に対する井上国務大臣の認識
- (2) 取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務
  - ア いわゆる極悪層への対策のため、努力義務を義務とする必要性
  - イ 悪質な取引デジタルプラットフォーム提供者に対する勧告、命令、罰則の規定を設ける必要性
- (3) 取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請
  - ア 利用停止の要請に係る表示について、非表示が含まれることについての確認
  - イ 利用停止を強制力のある仕組みにすることを検討し法改正を含め必要な措置を講ずる必要性
- (4) 販売業者等情報の開示請求
  - ア 開示請求が認められる金額を内閣府令で定める一定の金額以上とした理由及び消費者が行使しやすいよう低廉な金額とする必要性
  - イ 販売業者等に対し開示するかどうかの意見を聴取する理由
  - ウ 取引デジタルプラットフォーム提供者に対して表示義務及び開示請求を周知徹底し、現場で運用されるように指導を行う必要性

- (5) 取引デジタルプラットフォーム提供者が講じた措置の情報開示を行う際に、消費者にとって分かりやすい場所に開示する必要性
- (6) CtoC取引において事業者と判断される売主（いわゆる隠れB）
  - ア いわゆる隠れBが本法律案の対象となることの確認
  - イ メルカリなどいわゆる隠れBが存在する場合に本法律案の対象となることの確認
  - ウ CtoC取引を対象とすることについて検討し法改正を含め必要な措置を講ずる必要性
- (7) デジタル広告について消費者利益の保護の観点から措置を講ずる必要性
- (8) 特定商取引法等の改正案における契約書面の電子化についての井上国務大臣の見解

#### 串田誠一君（維新）

- (1) 販売業者の定義
  - ア 本法律案における販売業者の定義
  - イ 営利の目的をもって反復継続して行う者が販売業者であることの確認
  - ウ メルカリで営利の目的をもって反復継続して出品する者が販売業者に該当するかの確認
- (2) 販売業者等情報の開示請求
  - ア CtoC取引のデジタルプラットフォームに出品する個人が販売業者等に認定されて情報開示の対象となる懸念
  - イ 販売業者等が虚偽の連絡先を掲載することを防止するために必要な方策
  - ウ 販売業者等の情報が虚偽であった場合における取引デジタルプラットフォーム提供者の責任の有無
  - エ 表示されている連絡先に電話した場合に必ず対応するようなことが担保される必要性
  - オ 消費者から苦情を受けた取引デジタルプラットフォーム提供者が販売業者等の情報を開示する要件
  - カ 本法律案第5条第1項ただし書の「不正の目的」の意味
  - キ 不正の目的は立証しにくいことから、消費者からのクレームがあった場合に、一般的には情報を開示することになるかの確認
  - ク 情報開示請求するには不正の目的以外の理由が必要であることの確認
- (3) 解約が電話のみ可能という限定をかけて解約しにくくする問題に本法律案が対処できるかの確認
- (4) デジタルプラットフォーム提供者と消費者との間にある圧倒的な差を補うために本法律案に講じられている方策についての井上国務大臣の見解

#### 井上一徳君（国民）

- (1) デジタルプラットフォームにおける消費者トラブルの現状についての井上国務大臣の認識
- (2) 消費者庁が把握している取引デジタルプラットフォーム提供者の総数
- (3) CtoC取引を本法律案の対象外としたことについての検討の経緯
- (4) 取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務
  - ア 身元確認のため情報提供を求める努力義務を義務とする必要性
  - イ 必要に応じ身元確認のため情報提供を求めることの「必要に応じ」との文言を削除する必要性
- (5) 外国会社の登記義務の履行状況
- (6) 特定商取引法等の改正案に盛り込まれている越境執行協力制度を活用する必要性
- (7) 消費者と事業者を明確に判断するための基準の内容
- (8) 消費者庁における専門人材の活用等により組織体制を充実させることに対する井上国務大臣の見解
- (9) 官民協議会に期待される役割及び開催頻度